



(完成及び検査)

第1条 受注者は、修繕を完成させたときは、すみやかにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したものについては、その引き渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかに補修し、又は代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合においては、修繕を分納することができる。この場合においては、第1項から第3項までの規定を準用する。

5 発注者は、修繕の検査において、手直し、補強又は修復させる必要があるときは、その翌日から再検査に合格した日までの日数を遅滞日数として履行遅延違約金を徴収することができる。

6 修繕（再検査が必要な場合は再検査も含む。）は、契約の属する年度の末日（令和8年3月31日）までに実施しなければならない。

(中間検査)

第2条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い、又は修繕計画その他必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(代金の支払い)

第3条 発注者は、当該修繕対象物の引き渡しを受けた後、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第4項までの引き渡し前に生じた当該修繕対象物についての損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 受注者は、修繕に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という）があるときは、その修補、代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 受注者が前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、相当の期間を定めて履行の追完の報告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の場合において、発注者がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前2項の請求をすることができない。ただし、受注者が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は修繕の全部若しくは一部の修繕を一時中止することができる。この場合において、完了期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(完成期限の延長)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、完成期限を延長することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力による理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

(2) 受注者の責に帰する理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、受注者は発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により完成期限内にその延長を求めなければならない。

3 完成期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第8条 発注者が、前条第1項第二号の規定により、完成期限の延長を承認したときは、受注者は、規定の完成期限の翌日から完成の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

$$\text{契約金額（分割した場合は遅滞に係る額）} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 3.0\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 受注者がこの契約の条項に違反したとき。

- (2) 受注者が完成期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込がないと認められるとき。
  - (3) 受注者から契約解除の申出があったとき。
  - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 受注者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者が既に完成した物品等があるときは、受注者は、契約金額から既に完成した物品等の数量に応じた金額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を受注者に返還するものとする。

（談合の場合の契約解除）

第12条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為

による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（発注者の帰責事由による契約解除）

第13条 発注者は、第11条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（賠償金）

第14条 受注者は、この契約に関して、第12条各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、受注者がこの契約に関して第12条の各号の一に該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第15条 発注者は、受注者がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第16条 修繕の検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する経費を含む。）は、全て受注者の負担とする。

（その他）

第17条 消費税額及び地方消費税の額は、発注者が修繕品の引渡しを受けた日における税率により計算した額とし、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

第18条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定めるものとする。